

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院看護学生奨学金貸与要領

(目的)

第1条 この看護学生奨学金貸与要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）看護学生奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、横浜中央病院（以下「病院」という。）における地域医療機能推進機構附属看護専門学校その他の日本国内の看護師等養成施設（看護師養成施設及び助産師養成施設をいう。以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師及び助産師（以下「看護師等」という。）を確保することを目的とする。

(貸与対象要件と人数)

第2条 奨学金の貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 日本国内の看護学校等に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができる者
- 二 看護学校等を卒業後、横浜中央病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する者

2 貸与人数は、病院の院長（以下「院長」という。）が必要と認めた人数とする。

(貸与申請)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、院長に対し、奨学金貸与申請書（様式第1号）を提出する。尚、奨学金貸与申請書（様式第1号）に履歴書、合格通知書または在学証明書、成績証明書を添付し申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定する。

- 2 院長は、奨学生に対して、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。
- 3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学金の額及び貸与期間)

第5条 奨学金の貸与額は、月額5万円とする。

- 2 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度までの修業年限とする。すでに看護学校等に在籍している学生から貸与申請の希望がある場合は、院長の判断により個別に対応することができる。

(貸与方法及び利息)

第6条 奨学金の貸与方法は銀行振込とし、院長は学生が奨学生になった年度から卒業する年度まで、毎月末日までに貸与を承認されたものに対して、奨学生の指定した振込先に5万円を交付する。ただし、当日が休日の場合はその前日に交付する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消)

第8条 院長は、奨学生が次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

- 一 第9条の規定により奨学生を辞退したとき
- 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校を退学したとき
- 三 新たな学年に進級できないとき
- 四 病院の採用試験で不合格になった場合
- 五 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないとき
- 六 その他の事項については院長の判断により決定する

(奨学生の辞退)

第9条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第10条 院長は、奨学生が看護学校等を卒業後、病院において、常勤職員として引き続き規程第6条第2項に定める貸与期間相当の期間1年以上(以下「返還債務免除勤務期間」という。)勤務したときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

2 前項にかかわらず、1年に満たない期間を返還債務免除勤務期間には含まない。

院長は、1年(1年以上であること)の勤務につき1年分の奨学金の返還の債務を免除することができる。

3 院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合は、奨学金の返還の債務の全額又は一部

を免除することができる。

- 4 院長は、前3項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、本人及び連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還債務免除勤務期間の通算）

第11条 地域医療機構内の他の病院に異動した場合には、返還債務免除勤務期間を含むものとする。なお、異動した取り扱いは、次の各号のとおりとする。

- 一 病院は、貸与した奨学金の総額から病院で勤務した期間の免除相当額を減じた債権を、異動日に異動先病院へ移管する。ただし、病院において業務に従事した期間が1年に満たない期間がある場合は、端数の月数に応じた奨学金の債権を病院に残す。
- 二 病院における1年に満たない期間と異動先病院での勤務期間の合算が1年となった時点で異動先病院は病院に対して、その旨を伝え、病院は、自らが管理する債権の免除相当額を減じる。
- 三 病院は、異動先病院に対して、移管された債権の額に相当する金銭を一括して支払うよう求める。
- 四 病院の奨学生である看護学生が、病院において業務に従事することなく、卒業後すぐに病院以外の地域医療機構病院（以下「採用病院」という。）に採用された場合は、採用病院の合意を得たうえで、債権を採用病院へ移管する。

（返還債務免除勤務期間の一時中断）

第12条 院長は、奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できない場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。

- 2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

（返還）

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額（規程第11条第2項又は第3項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額）を一括で返還しなければならない。

- 一 規程第9条により奨学生の資格が取り消されたとき
- 二 病院の職員採用試験に不合格となったとき

三 原則として、看護学校等を卒業後2年以内に看護師又は助産師の免許を取得できなかったとき

四 返還債務免除勤務期間を満たさずに退職するとき

五 病院の就業規則に著しい違反行為があったとき

2 前項の規程にかかわらず、やむを得ない事情により一括返還できないと院長が認められた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、院長並びに奨学生及び連帯保証人は、分割返済にかかる書面（債務弁済契約書）を作成するものとする。

3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づいて算定した延納利息を徴収することができる。

（延滞金）

第14条 院長は、奨学生が、前条第1項で規定した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、会計規程第25条の規定に基づき延滞金を徴収する。

（紛争対応）

第15条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

（施行期日）

附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年8月1日から施行する。